

第2号様式
国民健康保険出産育児一時金支給申請書

申請内容審査

☐	出産育児一時金（直接支払制度利用の場合を除く）の支給を申請します。
☐	直接支払制度利用に伴う差額支給を申請します。

--	--

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話

京都市国民健康保険条例第7条の規定により出産育児一時金の支給を申請します。			
被保険者記号・番号	京	出産した被保険者の氏名	
出生年月日	年 月 日	出生場所	
出産の種類	☐ 生産 ☐ 死産 ☐ 流産	在胎週数	週
申請金額	円		

場合のみ 死産・流産の	上記について相違ないことを証明します。		
	年 月 日		
	医師又は 助産師	住所 氏名	電話 ()

希望振込先	銀行 信用金庫 組合	本店 支店 出張所	口座種別 1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄	
	[金融機関コード]	[支店コード:]		
	口座番号	口座名義		(フリガナ)
※ 申請者以外の方の 口座への振込を希望 する場合	本申請に基づく出産育児一時金の受領に関する権限を代理人に委任します。 年 月 日 申請者 氏名 代理人 住所 氏名			

- (注1) 太枠の中のみ記入してください。流産又は死産の場合は、医師等の証明が必要です。
- (注2) 申請の際は、母子健康手帳の写し、医療機関が交付する領収・明細書及び医療機関が交付する直接支払制度の手続に関する文書を添付してください。
- (注3) 海外出産された場合の申請は、出産を証明する書類(母子健康手帳の写し、現地の医療機関が発行する出生証明書、領収書等)、現地の公的機関・医療機関等に対して照会を行うことの同意書、「渡航者」及び「日本を出国してから渡航先の医療機関等で治療を受けて日本に帰国するまでの全ての出入国記録」が確認できるもの(パスポート、航空券等)の写しを添付してください。
- (注4) 継続して1年以上被用者保険の被保険者(任意継続の期間を除く。)であった方が、資格喪失後6箇月以内に出産した場合は、被用者保険から給付を受けられます。被用者保険からの給付を選択した場合、国民健康保険からは給付を行いません(健康保険法第106条、京都市国民健康保険条例第7条第2項)。

確認欄	☐ 支給	☐ 50万円	1 母子健康手帳 2 医師等の証明書 3 住民基本台帳 4 診断書
	☐ 差額支給	☐ 48.8万円	5 産科医療補償制度対象の出産であることを証明する領収書等
	☐ 不支給	☐ ()円	6 直接支払制度の確認書類 7 出産を証明する書類 8 同意書
		理由	9 海外渡航の事実が確認できる書類 10 その他 ()
		□ 条例第7条第2項該当 □ その他 ()	

受付簿	納付状況	経費支出決定	一時差止め	支出命令	滞納保険料額控除	給付記録	備考
-----	------	--------	-------	------	----------	------	----